事例 1

# うちの瓦がズレている!?
## ～点検商法編～

### ◎点検商法とは
「点検は無料」と言って、家や屋根に上がり、「このままでは大変なことになる」などと不安をあおって、商品やサービスを契約させる方法。

### ◎トラブルを防ぐポイント
★いきなり訪ねてきた業者を簡単に信用しない。
★業者の話を鵜呑みにしない。
★無料点検と言われても業者を安易に自宅や敷地内に入れない。
★不安をあおられたり、契約を急がされたりしてもその場では契約せず、きっぱりと断る。
★契約を検討するときは複数の業者から見積もりを取る。

※火災保険を使うには条件があり、いつでも対象になるとは限りません。

### クーリング･オフ制度
クーリング･オフとは、訪問販売などの特定の取引の場合に、一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。

**【手順】**(ハガキの場合)
・契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に書面で通知。
・ハガキに書いて両面をコピーし、コピーは大切に保管。ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送付。
※電子メールなどの電子媒体での通知もできます。

↓詳しくは消費生活センターへ↓

【ハガキの書き方の例】

**通知書**
次の契約を解除します。
契約年月日　令和〇〇年〇月〇日
商品名　〇〇〇〇
契約金額　〇〇〇〇〇〇〇円
販売会社　株式会社××××
□□□営業所
担当者△△△
支払った代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。
令和〇〇年〇月〇日
東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名　〇〇〇〇

### 東京都消費生活総合センター
03-3235-1155
受付時間：月～土曜日 午前9時～午後5時
日･祝日･年末年始休み

### 消費者ホットライン
局番なし 188
お近くの消費生活相談窓口につながります